

蕨市配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援に関する基本計画（第4次）・
蕨市困難な問題を抱える女性支援基本計画（第1次）

蕨市DV対策及び 困難な問題を抱える女性支援 基本計画

はじめに



近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力、生活貧困、家庭関係の問題など、女性が抱える困難は、多様化・複雑化しており、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、支援の重要性は一層高まっています。こうした背景のもと、国においては、売春防止法を改正し、新たな支援の枠組みの構築を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、自治体においても関係機関と連携した包括的な支援体制の整備が求められています。

本市ではこれまでも、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」に基づき、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（蕨市DV防止基本計画）」を3次にわたり策定し、従来からのDV防止のための取り組みや被害者支援にとどまらず、より広い支援対象を視野に入れ、早期相談から自立に至るまでの支援や、関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を図ってまいりました。このたび、これまでの取り組みに加えて、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、政策的な関連性が大きい「蕨市配偶者等からの暴力防止及び被害者の支援に関する基本計画（第4次）」及び「蕨市困難な問題を抱える女性支援基本計画（第1次）」の両計画を一体化し、「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画」として新たに策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、DV対策をはじめ、女性が抱える様々な困難に寄り添った、切れ目のない支援を行うとともに、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、関係機関との連携を図りながら施策を推進してまいります。

結びに本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました蕨市男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも本市の取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月 蕨市長 頼高 英雄

目次

第1章 計画の考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	基本的な考え方	
	（1）計画の対象	3
	（2）施策の推進と視点	5
5	計画策定の経緯	
	（1）国における経緯	6
	（2）県における経緯	7
	（3）市における経緯	8
6	計画の目標	9
7	DV及び女性支援に関する現状	9

第2章 計画の体系と内容

1	計画の体系	2 1
2	基本目標と施策	
	基本目標1 DV防止と女性の人権尊重を目指す教育及び意識啓発	2 3
	基本目標2 支援対象者の早期発見及び相談体制の充実	2 6
	基本目標3 支援対象者の安全確保と自立支援	2 9
	基本目標4 関係機関との連携協力及び体制強化	3 2
3	計画の推進	3 3

資料編

1	関係法令等	
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	3 5
	・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	4 2
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	4 6
	・蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	4 9
2	用語の解説	5 1
3	計画策定の経過	5 3
4	名簿	
	・蕨市男女共同参画推進委員会委員	5 4
	・蕨市男女平等行政推進会議委員	5 4
	・蕨市DV対策庁内連絡会委員	5 5
5	主な相談窓口	5 6

第1章 計画の考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 基本的な考え方
- 5 計画策定の経緯
- 6 計画の目標
- 7 DV及び女性支援に関する現状

1 計画策定の趣旨

配偶者*1からの暴力*2（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVの被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。

このような状況を改善するため、令和6（2024）年3月に策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）*3」では、「暴力の根絶と被害者支援」を基本方針のひとつに位置付け、DV防止とDV被害者の支援への取り組みを進めてまいりました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」が、平成20（2008）年1月に一部改正されたことにより、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めること」や「配偶者暴力相談支援センター*4としての機能を果たすようにすること」が市町村の努力義務として規定されました。これを受け、蕨市でも、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針*5（以下「DV基本方針」という）」に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画*6（以下「埼玉県DV防止基本計画」という）」を勘案した、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（以下「蕨市DV防止基本計画」という）」を平成24（2012）年2月に策定し、この間、DV防止や交際相手からの暴力（以下「デートDV*7」という）防止に関する施策およびDV被害者の支援に総合的、計画的に取り組んできました。さらに、平成27（2015）年4月には「蕨市配偶者暴力相談支援センター」事業を開始し、DV被害者の相談や支援を実施してきたところです。

こうした中、令和4（2022）年5月に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、令和5（2023）年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「女性支援基本方針」という。）」が公示されました。この方針では、政策的に関連の深い他の計画（「DV防止法」に規定する市町村基本計画等）と一体的に策定することができることとされています。また、令和6（2024）年4月から施行された「女性支援新法」第8条において、市町村は基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案した基本的な計画を定めることが努力義務とされています。

本計画は、現行の「蕨市DV防止基本計画（第3次）」の計画期間が令和7（2025）年度末をもって終了するにあたり、DV被害者や困難な問題を抱える女性を取り巻く課題は多様化・複雑化している状況を踏まえ、これまでの「蕨市DV防止基本計画」に基づく、切れ目のない支援及びDV防止対策を推進するため、新たなDV防止基本計画として策定するとともに、政策的な関連性が大きい困難な問題を抱える女性への支援計画の両計画を一体化し、「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定します。

2 計画の性格と位置付け

- (1) 「DV防止法」第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に相当するものです。
- (2) 「女性支援新法」第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (3) 「DV防止法」に基づく「DV基本方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「埼玉県DV防止基本計画」の内容を勘案したものです。
- (4) 「女性支援新法」に基づく「女性支援基本方針」に即し、かつ同法第8条第1項に基づく「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の内容を勘案したものです。
- (5) 「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例*8」第3条第5号及び第7条第3項の趣旨を踏まえたものです。
- (6) 「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）」の下位に位置づける分野別計画であり、持続可能な計画に掲げる施策と関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」は次のとおりです。「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現をSDGsの共通目標とし、計画の目標である「DV被害者及び困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるまちづくり」の実現のための取り組みを推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの3年間とします。

※令和11（2029）年度より、男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）後期計画に統合予定

計画名	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
蕨市DV対策及び 困難な問題を抱える 女性支援基本計画										
蕨市男女共同参画 パートナーシッププラン										

4 基本的な考え方

(1) 計画の対象

この計画における支援の対象者は次のとおりとします。

- ⑦「DV防止法」の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情^{*9}（事実婚）にある者及び「生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く）」、さらに「離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際をする関係^{*10}の解消をした相手」からの暴力に限定されていますが、本計画では、デートDVの被害者も支援の対象とします。

コラム DVってどんな種類があるの？

身体的暴力：殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行行使うもの。

殴る、蹴る、髪を引っ張る、刃物や凶器を使う、物を投げる等

精神的暴力：心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

大声で怒鳴る、無視する、人格を否定する、メールを細かくチェックする等

性的暴力：嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

性行為を強要する、性行為の動画を無理やり見せる、避妊に協力しない、中絶を強要する等

経済的暴力：金銭的な自由を奪い、経済的に弱い立場に立たせるといったもの。

生活費を渡さない、働かせない、家計の管理を独占する、お金の使い道を細かくチェックする等

社会的暴力：相手の社会との交流を不当に制限するもの。

人間関係・行動を監視する、家族や友人との付き合いを制限する、電話や手紙を細かくチェックする等

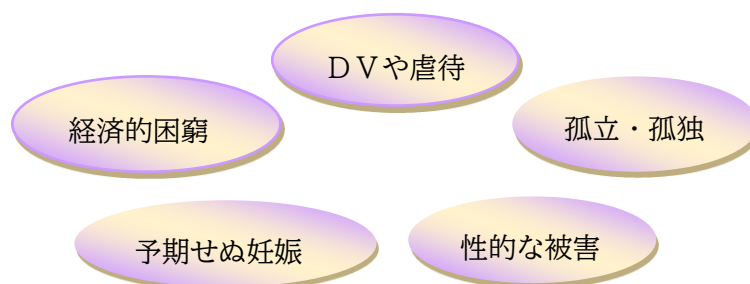
子どもを利用した暴力：子どもを利用して精神的苦痛を与えるといったもの。

子どもに危害を加えると言って脅す、子どもの前で罵倒する等

※子どもの前でDVが行われること（面前DV）は、子どもの心理的虐待にあたります

①「女性支援新法」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）について対象としています。

「女性支援新法」では、年齢、障害の有無、国籍等問わず、様々な理由で生きづらさを抱える女性（そのおそれがある女性を含む。）は誰でも、この法律の対象になります。



このことから、本計画の対象を「DV被害者及び困難な問題を抱える女性」とします。

※本計画においては、㉞に掲げる者を「DV被害者」、㉟に掲げるものを「困難な問題を抱える女性」、㉞及び㉟に掲げる者を「支援対象者」の表記を用いることとします。

※主な相談窓口は、資料編の56ページをご覧ください。

(2) 施策の推進と視点

「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」、「DV防止法」及び「女性支援新法」の基本的な理念等に基づき、以下のような視点で施策を推進します。

- ① DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという認識に立つこと
- ② DVの特性や被害の実態を十分に理解した上で、DV被害者の立場に立ち、DV被害者の意思を尊重した支援に努めること
- ③ DV被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するDVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、DV被害者を中心とした施策を講じる必要があること
- ④ 女性支援新法第2条が定義する状況に当てはまる女性については、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、複合的に困難な状況に置かれやすい傾向があるため、そのような状況にあることを理解し、支援対象者が必要とする支援に取り組むこと
- ⑤ DVが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待^{*11}でもあるという認識を持つこと
- ⑥ 被害数は少ないものの、男性のDV被害者も存在することから、男性被害者からの相談や支援にも適切に対応すること
- ⑦ DVの防止のための啓発とDV被害者の支援は行政の責務であること
- ⑧ 庁内外の関係機関や民間団体等との連携による支援をそれぞれの強み・資源を活用し、適切な支援に取り組むこと

また、本計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に関係する担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、「蕨市男女平等行政推進会議^{*12}」による推進状況の確認や、必要に応じて、有識者や市民で構成する「蕨市男女共同参画推進委員会^{*13}」に意見を求めます。

5 計画策定の経緯

(1) 国における経緯

国連は平成5（1993）年の総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択。平成7（1995）年の「北京世界女性会議」を機に、世界各国で女性に対する暴力への取り組みが行われるようになりました。

日本でも「女性に対する暴力の撤廃」は極めて重要な取り組み課題として「男女共同参画基本計画*¹⁴（平成12（2000）年～）」の中に組み込まれました。

さらに女性に対する暴力の中でも、特にDVの根絶は最重要課題として、平成13（2001）年4月に「DV防止法」が制定され、DVを防止するとともに被害者の保護や自立支援を図ることが国及び地方公共団体の責務となりました。

「DV防止法」は平成16（2004）年5月に1度目の改正が行われ、平成16（2004）年12月の施行とともに「DV基本方針」が策定され、DV対策に関する施策が示されました。平成19（2007）年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度の拡充とともに、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務として規定されました。同法の平成20（2008）年1月の施行と合わせて「DV基本方針」も改定され、都道府県と市町村の役割が明確化されました。さらに、平成25（2013）年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、令和2（2020）年度の法改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化され、その保護対象は、被害者に同伴する家族も含めることとされることとなり、合わせて「DV基本方針」も改定されました。

一方で、女性を取り巻く状況は時代と共に大きく変化し、女性が抱える困難も多様化、複合化及び複雑化していることから、困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から「女性支援新法」へ移行する法整備が行われ、令和6（2024）年4月に施行されることになりました。これにより女性支援の在り方は、従来の売春防止法に基づく「保護更生」という視点から、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」という視点へと大きく転換されました。

(2) 埼玉県における経緯

埼玉県では、DV防止法の制定を受け、平成14(2002)年の「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つに位置づけました。

平成16(2004)年のDV防止法の改正を踏まえ、平成18(2006)年度には「埼玉県DV防止基本計画」を策定し、DVの防止、被害者の保護、自立支援に積極的に取り組んできました。令和4(2022)年度策定の「埼玉県DV防止基本計画(第5次)」においては、DVと児童虐待が併存する事案への対応が急務となっていることから、令和2(2020)年にDV防止法が改正され、更なるDV対応と児童虐待対応の連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどによりDVの問題が浮き彫りとなっていることから、これまでの取り組みを一層進めるとともに、市町村の取り組みに対する支援を充実してきました。

一方で、「女性支援新法」に基づき、令和6(2024)年度策定の「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」においては、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定し、女性支援をより一層推進することとしています。

(3) 蕨市における経緯

蕨市では、「蕨市男女共同参画プラン策定懇話会*¹⁵（平成13（2001）年）」「蕨市男女共同参画市民懇談会*¹⁶（平成14（2002）年）」「蕨市男女共同参画推進委員会（平成15（2003）年）」の提言でそれぞれ「女性に対する暴力の根絶」が示されており、平成15（2003）年に制定した「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」では、女性に対する暴力を条文の中に取り入れました。第3条第5号では、「DVやセクシュアル・ハラスメント*¹⁷、虐待などの女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと」を掲げ、第7条第3項では「DVをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します」としています。平成16（2004）年に、この条例に基づいて策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（平成16（2004）年度～25（2013）年度）」では、「女性に対する暴力をなくすこと」を重要施策の一つに掲げ、DVが犯罪であることについての意識啓発や被害者に対する相談の充実、関係機関との連携などに積極的に取り組むこととしました。令和6（2024）年度に策定した現行計画の「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）計画（令和6（2024）年度～15（2033）年度）」では、「暴力の根絶と被害者支援」を基本方針として掲げ、「蕨市DV防止基本計画」を一層推進していくこととしています。

このたびの「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定にあたっては、近年の社会情勢の状況を踏まえ、DV対策の一層の推進と困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するために、「蕨市男女共同参画推進委員会」、「蕨市男女平等行政推進会議」、「蕨市DV対策庁内連絡会*¹⁸」において素案の検討を重ね、素案に対して広く市民の意見を伺うために、令和7（2025）年12月から令和8（2026）年1月にかけてパブリック・コメント*¹⁹を実施しました。

6 計画の目標

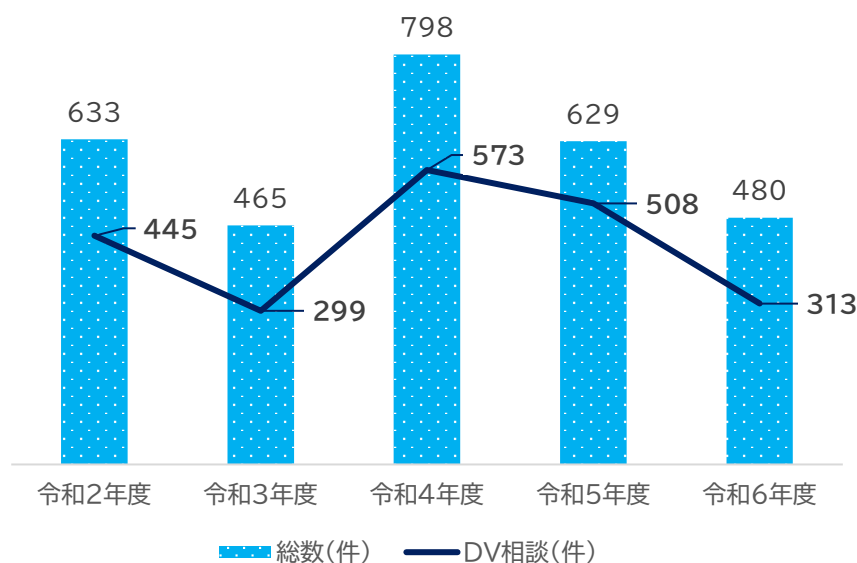
DV被害者及び困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるまちづくり

7 DV及び女性支援に関する現状

I 本市におけるDV相談及び女性の心と生き方相談件数

市では、全庁におけるDV相談及び女性の心と生き方相談*²⁰ののべ相談件数は、令和4（2022）年度に過去最多の798件となっており、このうちDVに関する相談は573件と7割を占めているものの、令和5（2023）年度以降減少傾向にあります。

全庁におけるDVに関する相談及び女性の心と生き方相談等ののべ相談件数（市民協働課調べ）



Ⅱ 配偶者等からの暴力及び女性の暮らしと困難に関する調査

令和7（2025）年6月にDV及び女性の暮らしと困難に関する課題について、配偶者等からの加害・被害経験の実態や市民の皆様の意識等を把握することで、DVの防止や被害者への支援のあり方並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する事項等を定める施策を検討し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。主な回答結果は、次のとおりです。

【調査の概要】

調査対象：住民基本台帳に記録された18歳以上の市民1,000人

（女性 500人、男性 500人）

調査方法：回答は郵送及びインターネットにて回収（礼状兼催促状を1回送付）

回収結果：

	標本数	回収数	回収率
女性	500人	187人	37.4%
男性	500人	132人	26.4%
無回答	-	7人	-
総数	1,000人	326人	32.6%

【調査結果の数値について】

- ・グラフ中の「n」の数値は回答者数です。
- ・グラフ中の数値は、小数点以下第2位を四捨五入により端数処理をしているので、比率の合計は100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の質問は回答の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・各設問において、性別など調査対象者の基本属性に関わる数値は、基本属性に「無回答」があるため、合計の数値と一致しません。

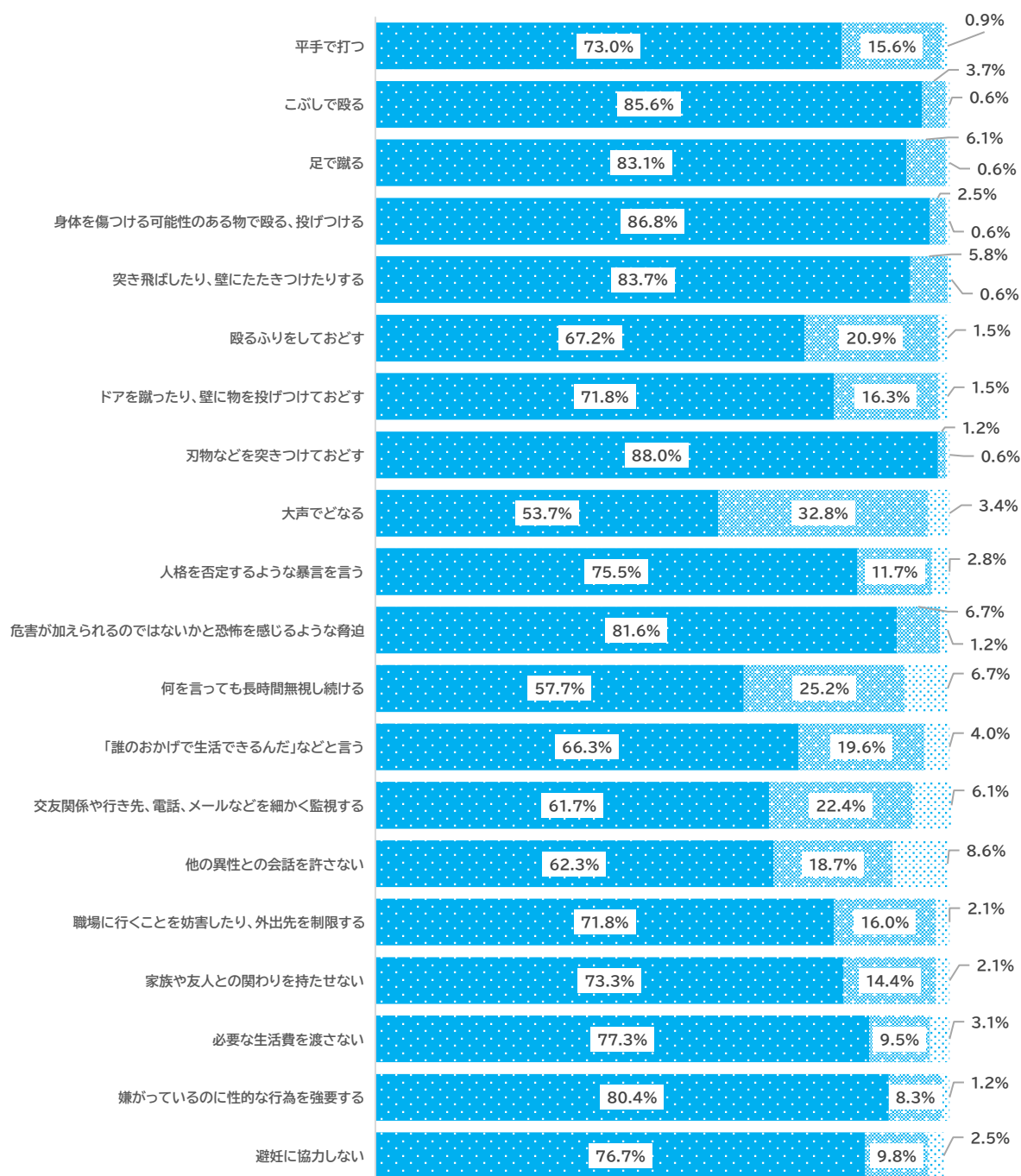
【この調査での“配偶者”とは】

婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、同棲中の交際相手、元配偶者（離婚・死別した相手）、事実婚を解消した相手、同棲を解消した相手も含まれます。

(1) 暴力にあたると思う行為

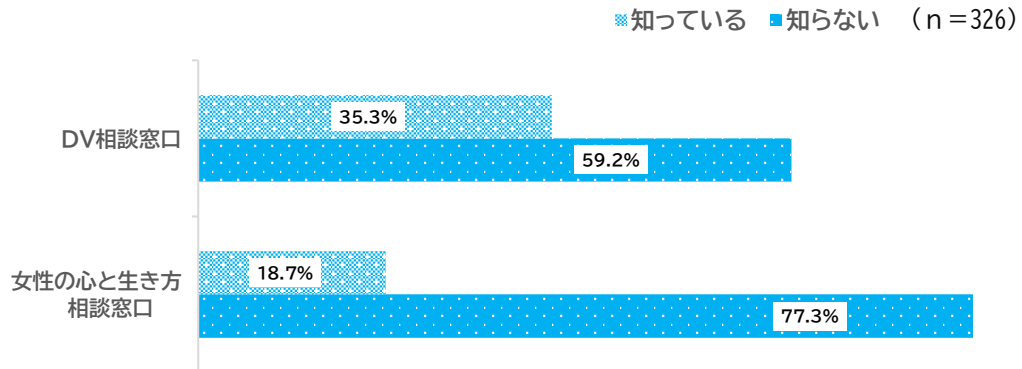
配偶者間の暴力と認識される行為については、身体的な行為では「どんな場合でも暴力にあたる」と7割以上の方が回答しています。その一方で、「暴言」、「無視」、「行動制限」などの精神的な行為に対しては、約1割から3割強の方が「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」または「暴力にあたるとは思わない」と認識しています。

■どんな場合でも暴力にあたる ※暴力にあたる場合とそうでない場合がある ◆暴力にあたるとは思わない (n=326)



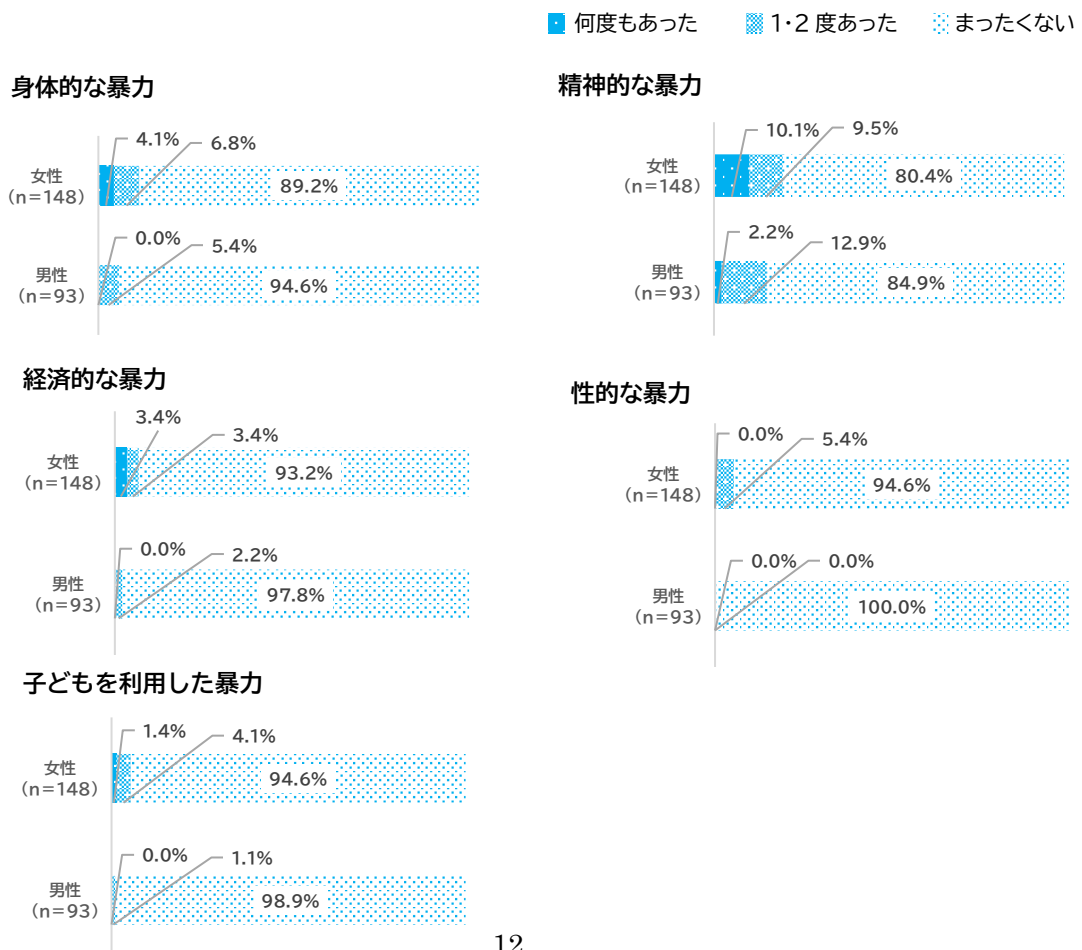
(2) DV相談窓口及び女性の心と生き方相談窓口の認知度

DV相談窓口の認知度について、約6割が知らない、また、女性の心と生き方相談窓口については約8割が知らないと回答しており、両窓口ともに認知度が低い結果となっています。



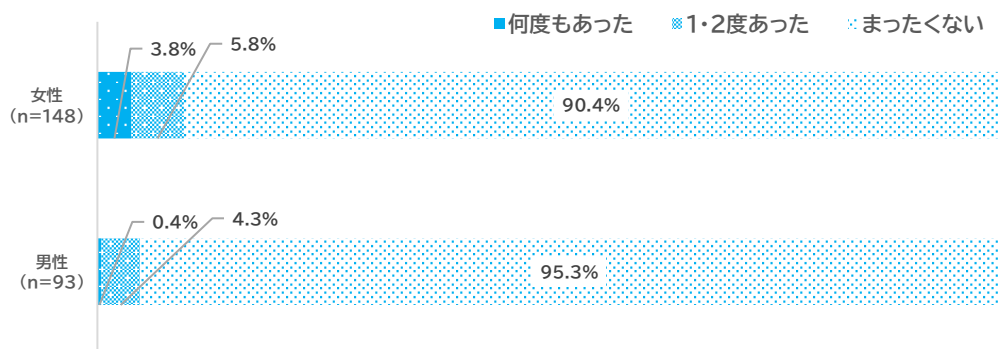
(3) 配偶者から被害経験

「身体的な暴力」では女性が10.9%、男性が5.4%、「精神的な暴力」では女性が19.6%、男性が15.1%、「経済的な暴力」では女性が6.8%、男性が2.2%、「性的な暴力」では女性が5.4%の一方、男性の被害はみられず、「子供を利用した暴力」では女性が5.5%、男性が1.1%となり、いずれの項目においても女性が上回る結果となりました。



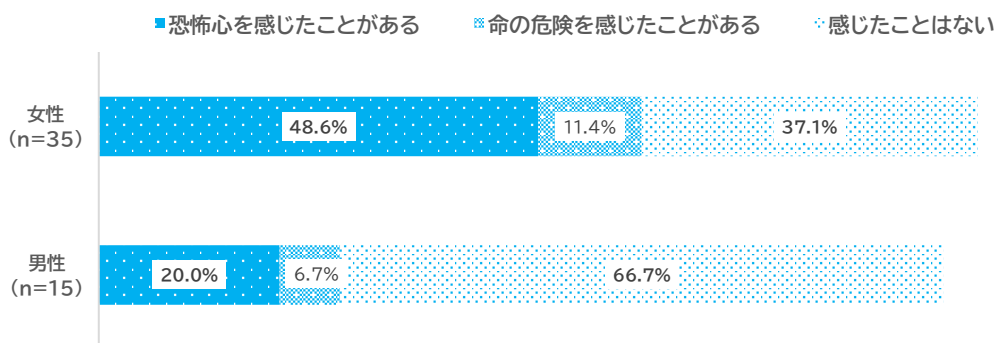
(4) 配偶者からの被害経験の有無

被害が「何度もあった」または「1・2度あった」と回答した人は女性が9.6%、男性が4.7%となっており、配偶者がいる女性（n=148）の約10人に1人が被害を経験している状況がうかがえます。



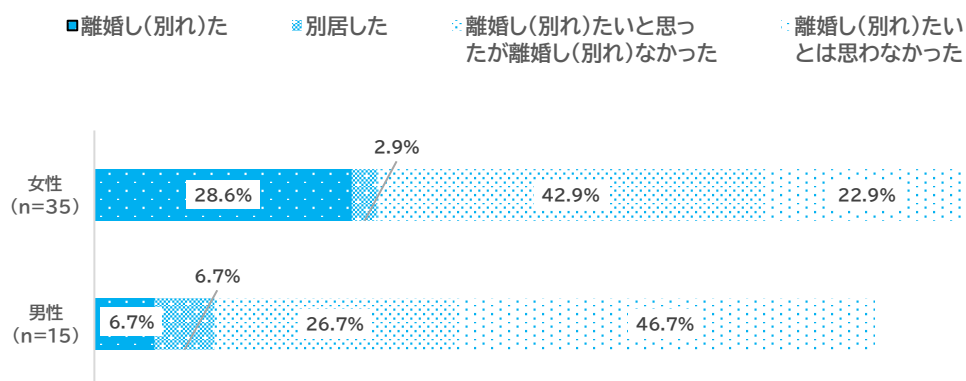
(5) 配偶者からの暴力により恐怖心や命の危険を感じたこと

被害を受けたことがある人のうち、性別にみると、女性で48.6%、男性で20.0%の人が、配偶者からの行為に対して「恐怖心がある」と回答しています。また、女性で11.4%、男性で6.7%の人が、「命の危険を感じたことがある」となっています。これは配偶者のいる女性（n=148）の約7人に1人が、恐怖や生命の危険を感じる被害を経験している状況がうかがえます。



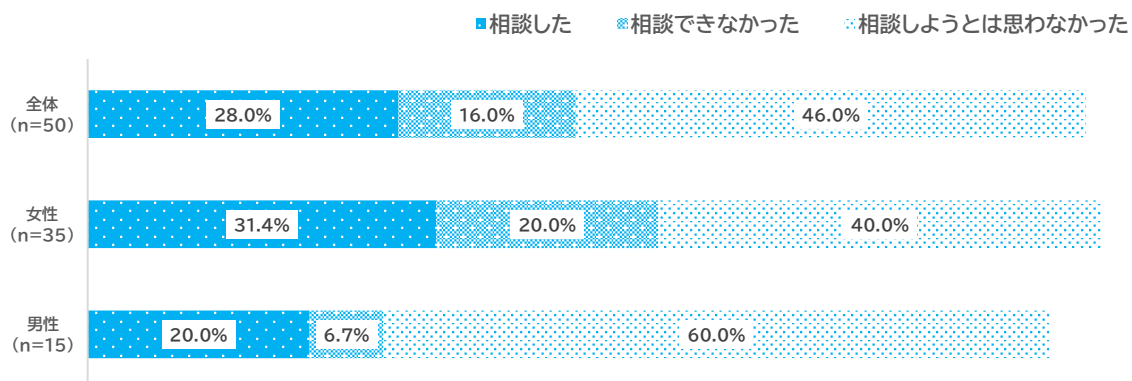
(6) 配偶者から暴力を受けた時の対処（心情）

配偶者から被害を受けたときの行動を聞いたところ、女性は「離婚し（別れ）たいと思ったが離婚し（別れ）なかった」が42.9%と最も多く、男性は「離婚し（別れ）たいとは思わなかった」が46.7%と最も多くなっています。



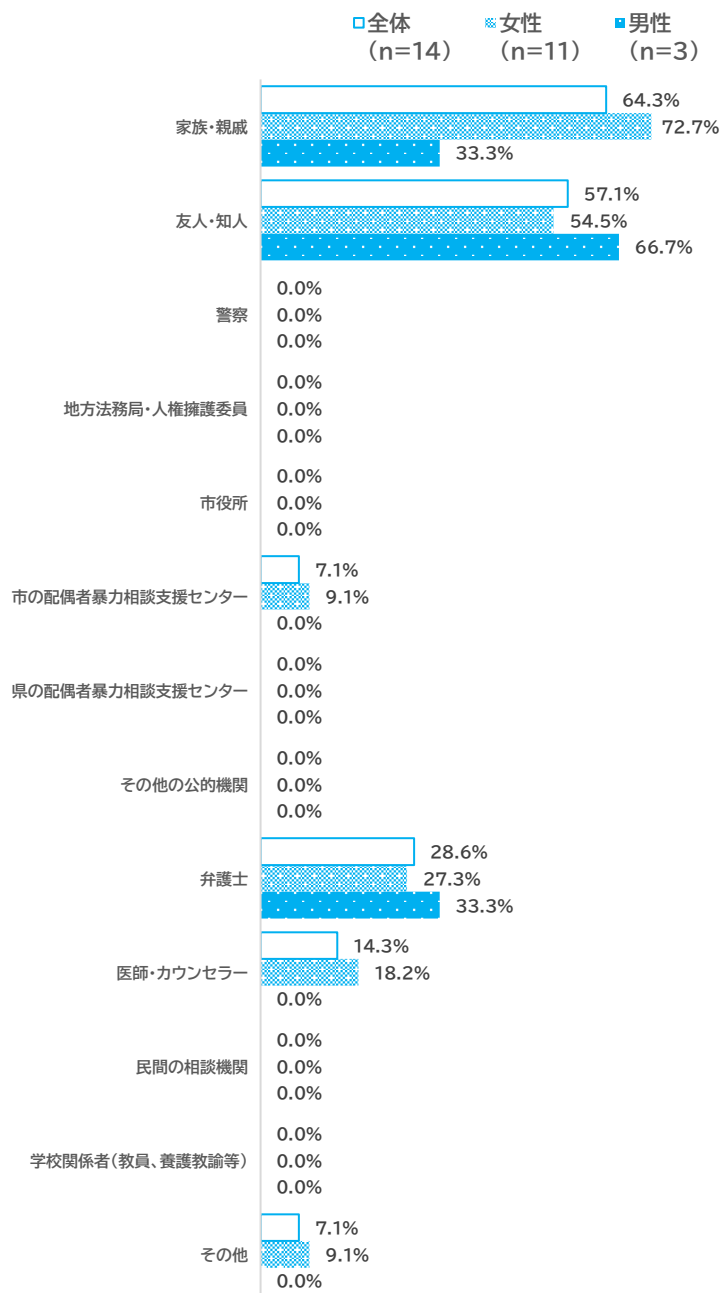
(7) 配偶者から暴力を受けたことを相談したか

被害を受けた人のうち、誰かに「相談した」と回答した人は、女性が31.4%、男性が20.0%となっています。一方、「相談できなかった」または「相談しようとは思わなかった」と回答した人は、女性が60.0%、男性が66.7%にのぼり、男女ともに過半数を占めています。



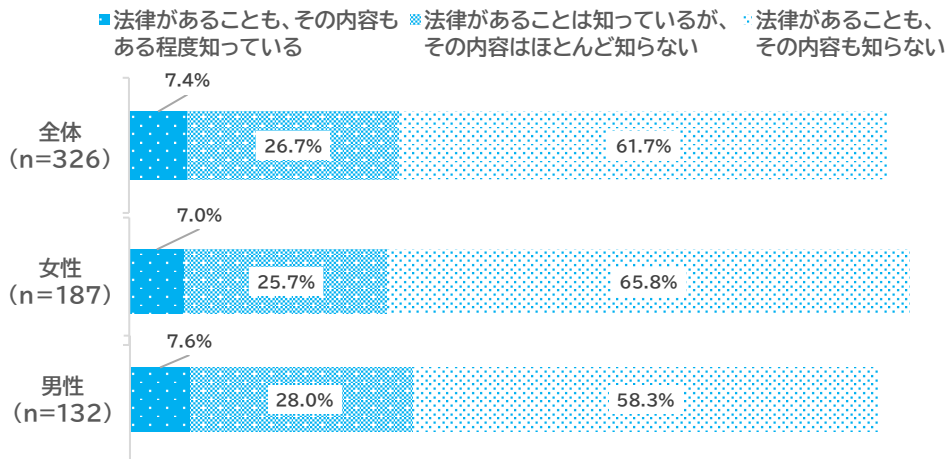
(8) 配偶者から暴力を受けたことを相談した人（場所）

相談した人のうち、全体でみると「家族・親戚」が64.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が57.1%、「弁護士」が28.6%となっています。性別にみると、女性は特に「家族・親戚」が72.7%と最も多く、男性を39.4ポイント大きく上回っています。



(9) 女性支援新法の認知度

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）の認知度と内容については、「法律があることも、その内容もある程度知っている」と回答した人の割合が、全体で1割に満たない結果となっています。性別にみると、女性支援法の内容を把握している人は女性が7.0%、男性が7.6%と、男性が女性をわずかに上回っています。



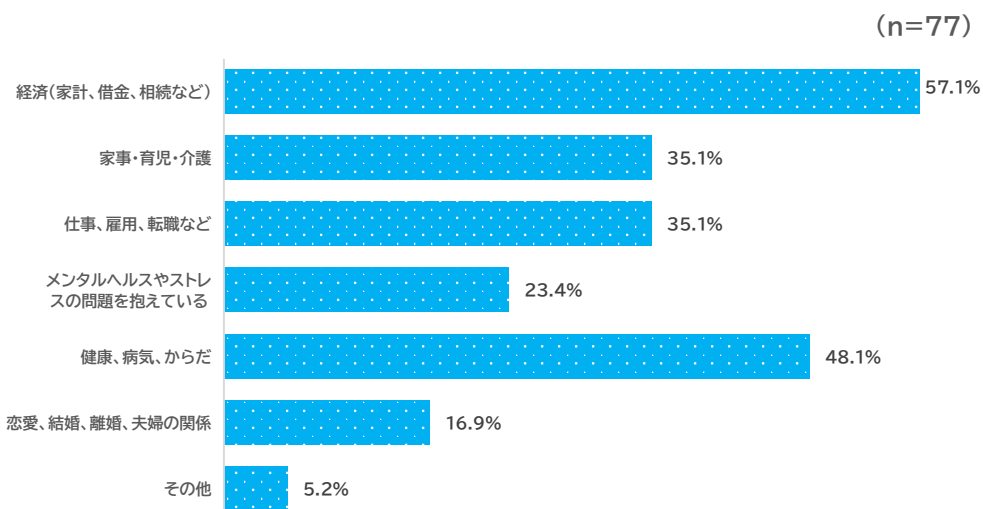
(10) 現在悩みや困りごとがあるか（自認する性が女性の方のみ回答）

現在悩みごとがあると回答した割合は36.5%で、全体の約3分の1を占めています。



(11) 悩みや困りごとなどどのような問題を抱えているか

現在悩みや困りごとがあると回答した人のうち、困難な問題の主な内容については、「経済（家計、借金、相続など）」が半数を超えて最も多く、次いで「健康、病気、からだ」が48.1%と続いています。これら経済的問題を抱える人や健康面に不安がある人が上位を占める一方、「恋愛、結婚、離婚、夫婦の関係」は16.9%となっています。



Ⅲ デートDV意識・実態調査

令和7（2025）年5月に若年層における交際相手からの暴力（以下「デートDV」という）に関する問題について、中学生の意識や実態等を把握することで、デートDV防止啓発やデートDV被害者への支援のあり方等の具体的な施策を検討し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。主な回答結果は、次のとおりです。

【調査の概要】

調査対象：市内公立中学校3年生

調査方法：市内公立中学校に依頼し、HR等の時間を利用して実施

回収結果：

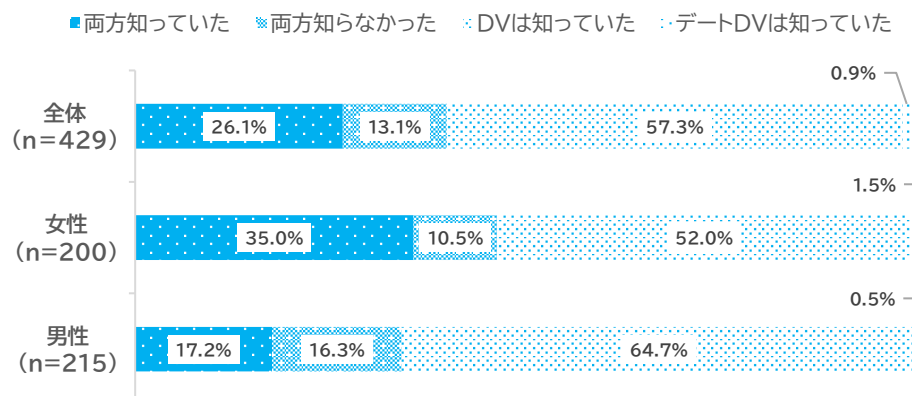
女性	200人
男性	215人
無回答	3人
不明	11人
総数	429人

【調査結果の数値について】

- ・グラフ中の「n」の数値は回答者数です。
- ・グラフ中の数値は、小数点以下第2位を四捨五入により端数処理をしているので、比率の合計は100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の質問は回答の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・各設問において、性別など調査対象者の基本属性に関わる数値は、基本属性に「無回答」があるため、合計の数値と一致しません。

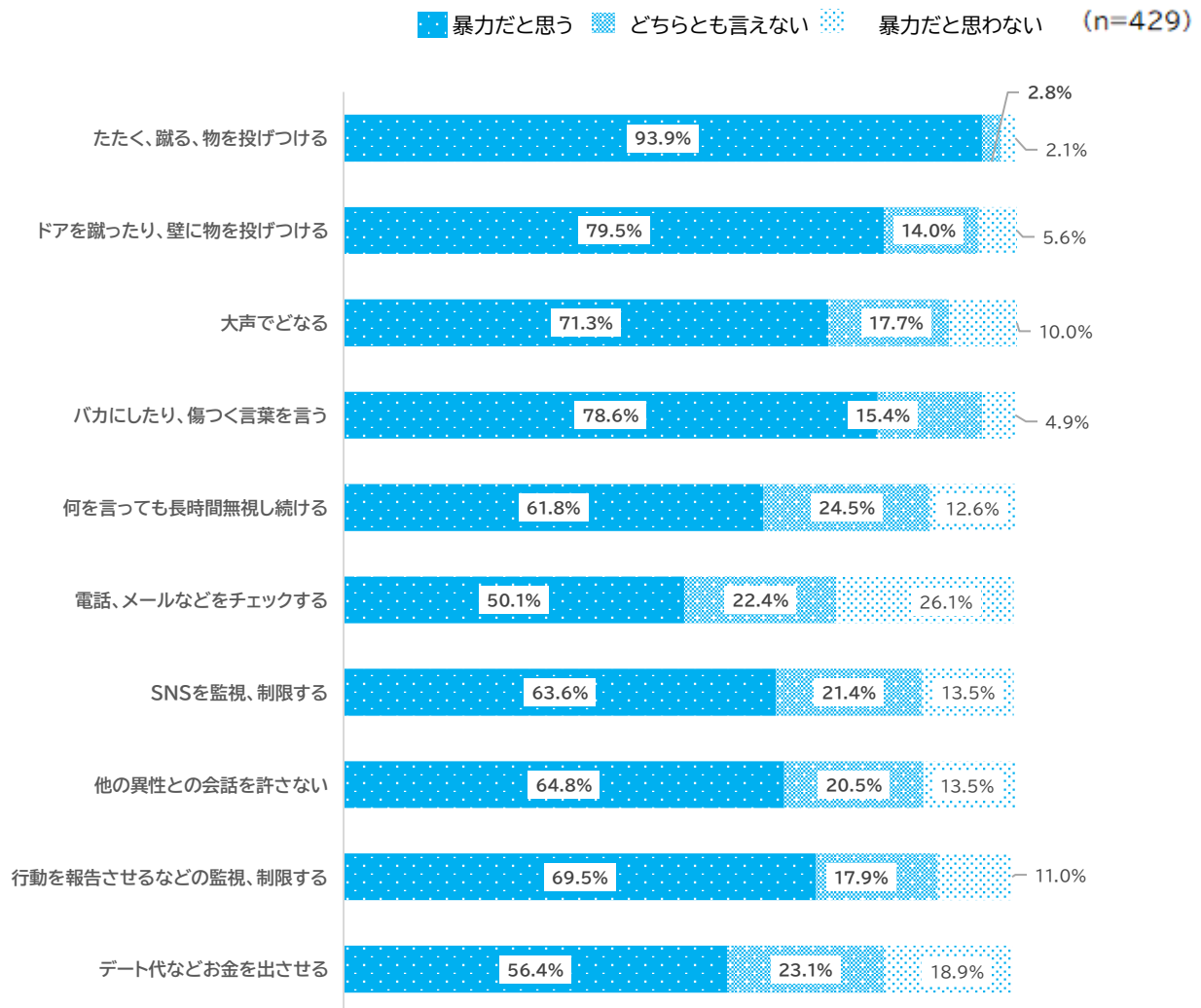
(1) 「DV」や「デートDV」という言葉の認知度

「DV」と「デートDV」という言葉を「両方とも知っていた」と回答した人は、全体で26.1%となっています。なお、それぞれの認知度をみると、「DV」が83.4%であったのに対し、「デートDV」は27%となり、「デートDV」という言葉の認知度が低い結果となっています。



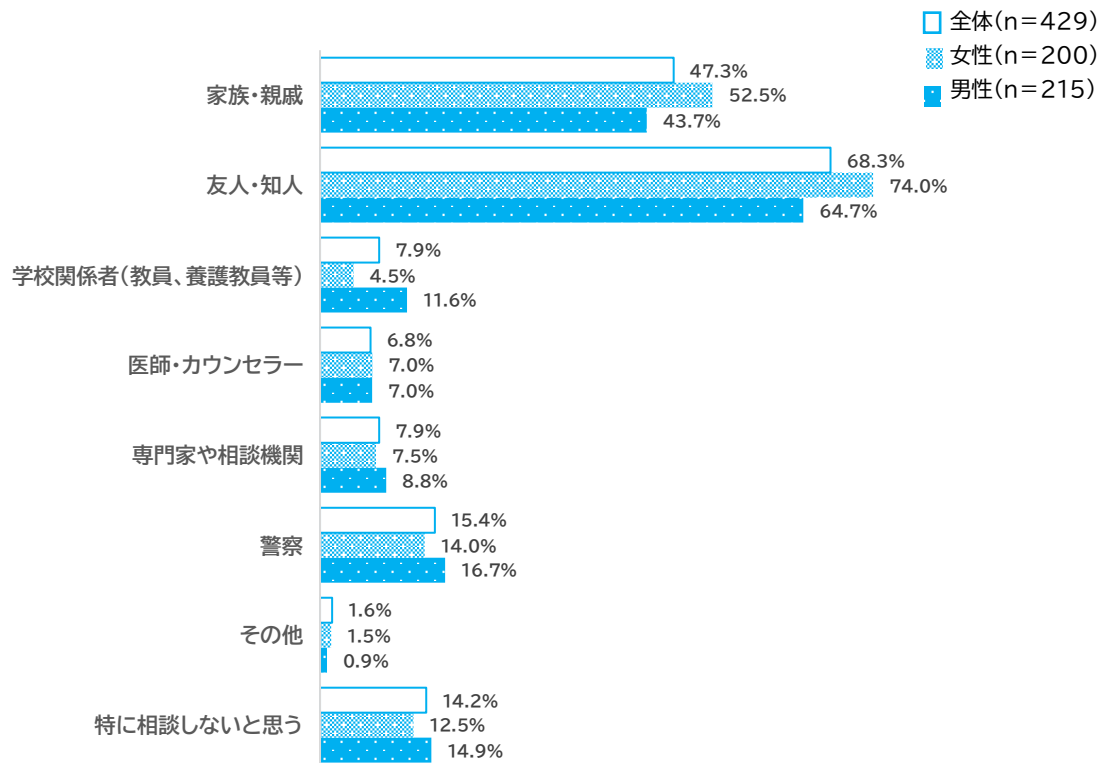
(2) 暴力にあたると思う行為

「たたく、蹴る、物を投げつける」といった身体的暴力では、「暴力だと思う」と回答した人が9割を超える一方、「電話、メールなどをチェックする」や「デート代などお金を出させる」などについては、「暴力だと思う」と回答した人は約半数にとどまっています。



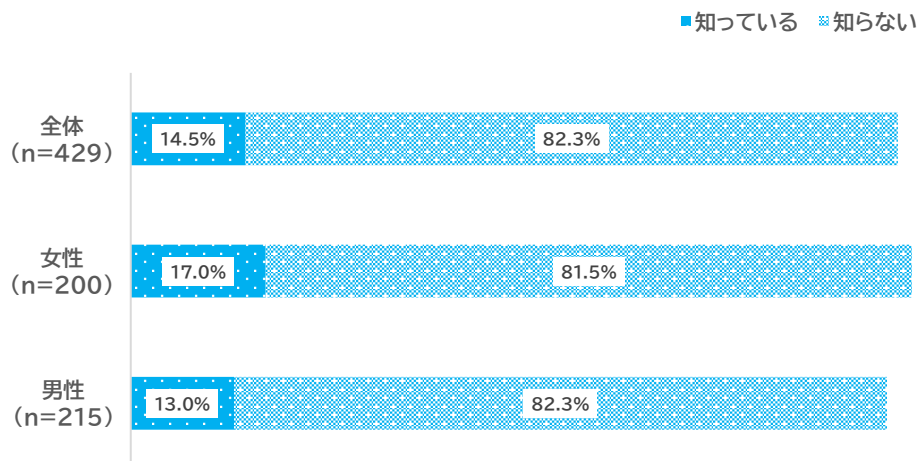
(3) 交際相手から暴力にあたると思う行為を受けた場合、相談する人（場所）

行為を受けた場合の相談先としては、「友人・知人」が68.3%と最も多く、次いで「家族・親戚」が47.3%、「警察」が15.4%などとなっています。性別でも、男女ともに「友人・知人」が最も多く、女性は74.0%、男性は64.7%となっています。



(4) 市役所の相談窓口（蕨市配偶者暴力相談支援センター）の認知度

交際相手からの暴力について、相談できる窓口が市役所にあることを知っているかと聞いたところ、「知らない」と回答した人は8割以上となっています。なお、性別による認知度の差は見られません。



第2章 計画の体系と内容

- 1 計画の体系
- 2 基本目標と施策

1 計画の体系

基本目標	施策
基本目標 1 DV防止と女性の人権尊重を目指す 教育及び意識啓発	1 DV防止のための意識啓発と理解の促進
	2 DV防止のための教育の充実
基本目標 2 支援対象者の早期発見及び相談体制の 充実	1 早期発見のための体制づくり
	2 相談体制の強化及び充実
基本目標 3 支援対象者の安全確保と自立支援	1 支援対象者の安全確保
	2 支援対象者に寄り添った自立支援
基本目標 4 関係機関との連携強化及び体制の充実	1 関係機関・地域との連携強化
	2 庁内体制の整備・強化

事業及び取り組み

(1) 様々な広報媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発

(2) DV防止の学習機会の提供

(1) 学校等における人権教育・男女平等教育の推進

(2) 人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育の推進

(1) 通報の意義と必要性の周知

(2) 蕨市配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知

(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実

(2) 困難な問題を抱える女性の多様な背景に応じた支援の充実

(3) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施

(4) 男性のDV被害者に対する相談の実施

(5) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討

(1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービスの実施

(2) 支援対象者の保護及び緊急的な一時避難への対応

(3) 保護命令制度の利用助言

(4) 加害者からの追及に対する対応

(5) DV被害者に関する情報保護の徹底

(1) 支援対象者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援

(2) 支援対象者の精神面への支援

(3) 同伴児童等への支援

(4) 支援等の継続

(1) 支援調整会議の設置

(2) 「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化

(3) 警察等の関係機関や他市区町村等との連携の強化

(1) 「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化

2 基本目標と施策

基本目標1 DV防止と女性の人権尊重を目指す教育及び意識啓発

現状と課題

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。警察庁の統計によると、令和5（2023）年度中に配偶者（内縁関係も含む）からの暴力事案等の相談件数は88,619件でDV防止法施行後最多となっており、そのうちの63,935件（72.1%）は女性が被害者となっています。

蕨市が令和7（2025）年6月に行った「市民意識・実態調査」では、女性の10人に1人、男性の20人に1人が、配偶者から「身体的暴力」「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「子どもを利用した暴力」のいずれかの暴力を受けたことがあると答えており、これら5つの種類別の被害経験は、どれも女性の被害が男性を上回っています。また、繰り返し被害を受けていることを表す「何度もあった」と答えた方は、「身体的暴力」では、女性が4.1%、男性0%、「精神的暴力」では、女性が10.1%、男性2.2%、「経済的暴力」では、女性が3.4%、男性0%、「性的暴力」では、男女ともに0%、「子どもを利用した暴力」では、女性が1.4%、男性0%と「精神的暴力」の被害経験が最も高いという結果になりました。女性に対する暴力の背景には、女性差別を根底とした男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識^{*21}など、社会構造的な問題が背景にあると言われています。

このような被害の実態があるにもかかわらず、DVへの理解はいまだ十分ではありません。「市民意識・実態調査」によると、配偶者間の暴力と認識される行為について、「こぶしで殴る」「身体を傷つける可能性のあるもので殴る、投げつける」「刃物などを突きつけて脅す」は、全体で約85%以上が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識していますが、「大声でどなる」「何を言っても長時間無視し続ける」を「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、全体で60%以下となっています。調査結果が示すように、身体的な行為が暴力であるという認識は高いのですが、精神的に追い詰める行為なども暴力であるとの認識は低いのが現状です。

暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないことであるという正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解が深まるよう意識啓発や教育を進めていく必要があります。特に、DVなど家庭の中で起こる暴力は、暴力のある環境で育つ子どもが、問題の解決手段に暴力を用いるなど、暴力を容認することを無意識のうちに学習することで、世代間の連鎖を生むとも言われていることから、保護者をはじめ、学校や地域に向けても広く啓発していくことが重要です。また、若年層の間でおこるデートDVについても、デートDVを未然に防ぐための啓発や教育の充実を図るとともに、教職員等の理解を促進していく

必要があります。蕨市が令和7（2025）年5月に行った「デートDVについての意識・実態調査」では、「DV」「デートDV」を両方知っていたと答えた方は26.1%で、これまでも、蕨市DV防止基本計画（第3次）に基づき、あらゆる機会や方法により、DV防止の啓発や教育に努めてきましたが、さらに、困難な問題を抱える女性に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、啓発活動や学習機会の提供に努めます。

施策1 DV防止のための意識啓発と理解の促進

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	様々な広報媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発	市ホームページやDV防止啓発資料（DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブック等）での継続的な啓発をはじめ、男女共同参画啓発紙「パートナー」*22や広報蕨、ケーブルテレビ、SNSなどを活用した啓発を進めるとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）期間をはじめ、「男女共同参画週間」（6月23日～6月30日）、「人権週間」などの期間に合わせた啓発活動を行い、市民の理解を深めます。	市民協働課 秘書広報課 コミュニティ・センター 生涯学習スポーツ課 公民館
(2)	DV防止の学習機会の提供	DV（デートDVを含む）防止及び理解のための講座（生涯学習まちづくり出前講座を含む）や講演会、パネル展、DV防止関連図書及び資料展示等を実施するとともに、公民館で行われている家庭教育学級や高齢者学級などでもDVの防止や理解を促進する内容を積極的に取り入れることにより、家庭や地域におけるDVの防止及び理解を進めます。また、マンガを用いた「デートDV防止啓発ハンドブック」を成年式で配布するとともに、若年層に向けた効果的な媒体等を利用した啓発手法で、デートDV予防に努めます。	市民協働課 生涯学習スポーツ課 公民館 図書館

施策2 DV防止のための教育の充実

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	学校等における人権教育・男女平等教育の推進	男女がお互いの人権を尊重する「人権教育」と、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識を是正する「男女平等教育」を、児童・生徒の発達段階に応じて進めます。また、「デートDV防止啓発ハンドブック」を保健学習等で活用してもらうため市内公立中学校生徒に配布するなど、こどもや若年層へ向けて人権教育及び男女平等教育の一環としてデートDV防止の教育を進めます。さらに、こどもや保護者と接する教職員や保育士等についても、DVやデートDVについて理解することが重要なことから、研修の開催や啓発資料の配布などを進めます。	市民協働課 学校教育課
(2)	人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育の推進	子育て中の各家庭において、人権の尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育が日常生活の中で行われるよう、保護者に対する学習の啓発を推進していきます。併せて、同様の視点に立った学校での生徒指導や、保育園、留守家庭児童指導室での生活指導を日常的に行います。	市民協働課 子ども未来課 保育園 学校教育課 生涯学習スポーツ課 公民館

基本目標2 支援対象者の早期発見及び相談体制の充実

現状と課題

DVや困難な問題を抱える女性は、本人が自ら気づきにくい場合や、支援を求めることが難しい状況にある場合も多く、潜在化しやすい傾向にあります。そのため、通報などによる早期発見が重要です。多様化、複合化、複雑化する困難な問題を抱えた支援対象者を早期に把握し、本人の意思を尊重した上で、支援につなげる必要があります。

「市民意識・実態調査」において、(自認する性が)女性の36.5%が「悩みや困りごとがある」と回答しており、その主な内容としては、「経済(家計、借金、相続など)」と「健康、病気、からだ」となっています。また、「配偶者暴力相談支援センター」窓口を知っていると答えた方は、全体の35.3%、「女性の心と生き方相談」窓口を知っていると答えた方は、全体の18.7%となっております。

DV相談については、平日の週3日間は蕨市配偶者暴力相談支援センター女性相談支援員、その他の平日は市民協働課職員が対応し、また、女性カウンセラーによる「女性の心と生き方相談」において、支援対象者の継続的なカウンセリングを実施しています。そのほか、子育て相談や家庭児童相談、教育相談等から相談へつながる場合もあります。

一人でも多くの支援対象者が適切な相談先につながり、必要な情報提供及び支援が受けられるよう、蕨市配偶者暴力相談支援センターをはじめとした相談先の周知を徹底することが必要となります。特に、通常の情報提供では情報の届きにくい、外国人や高齢者、障害者等については一層の配慮が必要です。

また、「女性の心と生き方相談」のほか「法律相談」や「人権相談」など、本人の意思を尊重した上で情報や問題を共有化し適切な支援につながるよう、連携を強化する必要があります。さらに、支援対象者の置かれている状況は、DV被害者や性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事象により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)など多様です。どのような支援を望んでいるかについても、それぞれ違うことから、支援対象者の心身の状況及び置かれている環境等を十分に踏まえ、切れ目のない支援を行うために、女性相談支援員や職員への研修を実施し、資質向上に努めるとともに、包括的かつ継続的な相談体制の連携体制が必要となります。

施策 1 早期発見のための体制づくり

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	通報の意義と必要性の周知	市民や医療関係者及び民生委員・児童委員などの福祉関係者、またはこどもやDV被害者である保護者と接する機会が多い教職員や保育士、留守家庭児童指導室の指導員等に対して、早期発見や情報提供等の重要性についての理解が進むよう周知を図ります。	市民協働課 福祉総務課 子ども未来課 保育園 学校教育課
(2)	蕨市配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知	市ホームページやDV防止啓発資料（DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブック）での継続的な情報提供をはじめ、男女共同参画啓発紙「パートナー」や広報蕨、ケーブルテレビ、SNSなどを活用し、相談窓口及び相談機関について情報提供を進めます。また、外国人の支援対象者は言葉や文化の違いが障壁となりやすいため、相談窓口に繋がるよう県のSNS等を活用した窓口の周知を図ります。	市民協働課 秘書広報課

施策 2 相談体制の強化及び充実

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実	蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制を確実に機能させるために、DV対策庁内マニュアルにより、庁内各課の連携の強化を図ります。また、「女性の心と生き方相談」や、弁護士や司法書士による「法律相談」や「登記・法律相談」などで相談内容について、支援対象者の意思を尊重した上で、情報や問題を共有化し、連携することで、相談体制の強化及び充実を図ります。	市民協働課 関係各課
(2)	困難な問題を抱える女性の多様な背景に応じた支援の充実	困難な問題を抱える女性の状況は多様であり、こどものいる場合や貧困女性、高齢者、障害のある方、若年女性などの相談に対しては、複合的に困難な状況に置かれている場合が多いことを認識し、一人ひとり状況に応じた支援を円滑に進めます。また、外国語通訳を必要とする相談については、県や民間支援団体等との連携による対応を行います。	市民協働課 子ども未来課 保健センター 生活支援課 健康長寿課 福祉総務課 関係各課
(3)	相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施	相談を担当する女性相談支援員や市職員については県などが主催する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。また、各課による適切な支援及び二次被害防止のため市職員に対する研修を実施します。	市民協働課 人事課 関係各課
(4)	男性のDV被害者に対する相談の実施	数は少ないものの、支援の必要のある男性被害者も存在することから、電話等による相談を実施します。	市民協働課
(5)	加害者の相談及び更生に関する対策の検討	加害者からの相談の対応をはじめ加害者の更生に向けた取り組みの重要性を認識し、調査・研究を進めていきます。	市民協働課

基本目標3 支援対象者の安全確保と自立支援

現状と課題

「市民意識・実態調査」では、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある人のうち、女性の2人に1人、男性の5人に1人が「恐怖心を感じたことがある」と答え、女性の10人に1人、男性の15人に1人が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

DV被害者からの相談を受けた時点から、何よりも優先させなければならないのは安全確保です。特に身体的暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携した安全確保に努めなければなりません。

また、困難な問題を抱えた女性や同伴する家族についても、状況により安全確保が必要です。

相談を受けている間はもちろんのこと、保護施設への入所時にも支援対象者に同行するなど、常に安全確保に努めることが重要です。

一時保護を必要としない場合でも、支援対象者の安全が脅かされることのないよう、警察への相談や保護命令制度^{*23}に関する情報提供など、適切な助言をすることが必要です。

また、DV被害者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払う必要があります。DV被害者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付、関係各課での手続きなどから避難先が加害者に知られることのないよう、情報の保護を徹底しなければなりません。DV被害者に子どもがいる場合には、子どもに関する手続きについても情報の管理を徹底することが大切です。

支援対象者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、こどもの養育、心のケア、ひとり親家庭に対する支援制度などの支援が必要になります。支援対象者の状況は多様であるため、それぞれの状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

施策 1 支援対象者の安全確保

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	相談時における安全確保のためのワンストップサービス* ²⁴ の実施	DV被害者が相談のために来庁した際に加害者の目に触れることがないように十分に配慮し、相談や各種手続きを1ヵ所で行うワンストップサービスにより安全確保を図ります。	市民協働課 関係各課
(2)	支援対象者の保護及び緊急的な一時避難への対応	面接相談により支援対象者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合には県や警察と連携し、一時保護施設へ入所することで、安全確保を図ります。事情により、一時保護が受けられない場合は、支援対象者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難先（ホテル避難）等、適切な避難への対応をします。	市民協働課 子ども未来課 健康長寿課 福祉総務課 生活支援課
(3)	保護命令制度の利用助言	DV被害者に対し、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、加害者の追及の恐れがある場合に利用できる、保護命令制度についての情報提供と助言を行います。	市民協働課
(4)	加害者からの追及に対する対応	加害者からの追及に対しては、DV対策庁内マニュアルにより、各課窓口での対応に細心の注意を払うとともに、加害者からの追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携して安全確保に努めます。	市民協働課 関係各課
(5)	DV被害者に関する情報保護の徹底	DV被害者及び同伴児童等の個々の事情に配慮し、情報保護の徹底について、全庁的に取り組みます。また、住民基本台帳支援措置の申出を受け、面接相談の結果、措置の必要性があると判断した場合に、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限して、DV被害者の情報の保護を図ります。	市民協働課 市民課 関係各課

施策2 支援対象者に寄り添った自立支援

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	支援対象者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援	<p>支援対象者の自立に向けたきめ細やかな支援を図るため、個別の状況に応じた適切な情報提供や支援を行います。</p> <p>経済的基盤の確立のために、生活に困窮する支援対象者に対しては生活保護法に基づいた支援、就業を希望する支援対象者には、ハローワークでの求職活動や埼玉県女性キャリアセンターでの就労相談、その他、ひとり親に関する各種制度や年金の免除等について助言します。また、加害者から避難したDV被害者には、県営住宅の入居やDV被害者の個人情報の保護に関すること等について助言します。</p>	市民協働課 関係各課
(2)	支援対象者の精神面への支援	<p>「女性の心と生き方相談」でのカウンセリングにより、継続的な精神面への支援を行います。</p> <p>また、支援対象者の精神保健に関する相談・支援については、保健センター、支援機関、医療機関等の連携により取り組みます。さらに、こどもに関するあらゆる相談については、こども家庭センターや教育センターでの相談、県や民間団体が主催する心理教育プログラム等へ繋がります。</p>	市民協働課 子ども未来課 保健センター 学校教育課
(3)	同伴児童等への支援	<p>同伴するこどもの就学や保育園の入園、留守家庭児童指導室への入所、子育て支援サービスなどについて一人ひとりの状況に応じた弾力的な運用を進めます。また、DVの目撃による心理的虐待やこどもに対する直接の身体的虐待などの児童虐待について、関係機関との連携により適切な対応を図るとともに、心理的に大きな傷を負っているこどもの心のケアを行います。</p>	市民協働課 子ども未来課 学校教育課
(4)	支援等の継続	<p>生活に関する困難や精神的な不安やPTSD*²⁵など支援対象者の状況に応じて、意思を尊重した上で、切れ目のない継続的な支援を図っていきます。</p>	市民協働課 関係各課

基本目標4 関係機関との連携強化及び体制の充実

現状と課題

DV被害者や困難な問題を抱えた女性への支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携協力した体制づくりが必要です。蕨市では、「DV対策庁内連絡会」を設置し、配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。また、他市区町村から避難してきたDV被害者又は他市区町村へ避難するDV被害者への支援や引継ぎを適切に行うとともに、様々な問題や不安を抱えた女性に適切な支援がなされるよう民間団体との連携による支援体制の構築について進めていく必要があります。

施策1 関係機関・地域との連携強化

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	支援調整会議の設置	DV対策庁内連絡会や要保護児童対策地域協議会等と連携を図るとともに、困難な問題を抱える女性への支援を行うために、支援調整会議の設置について検討を進めます。	市民協働課 関係各課
(2)	「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	DVと児童虐待が家庭内で同時に行われている場合もあることから、DV被害者の早期発見・早期介入のため、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化を図ります。	市民協働課 子ども未来課 関係各課
(3)	警察等の関係機関や他市区町村等との連携の強化	支援対象者の安全を図るための警察の支援について理解し、相互に連携協力した支援を行います。また、避難に関する他市区町村との適切な引継ぎを行い、さらに、民間団体等の関係機関と連携し、支援対象者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。	市民協働課 関係各課

施策2 庁内体制の整備・強化

No.	事業及び取り組み	概要	担当課
(1)	「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化	DV相談または支援に関係する課の担当者による「DV対策庁内連絡会」を開催し、支援事例の共有や対応の課題、改善策の検討など必要に応じて関係各課と連携を図り、個々の状況に応じた適切な支援を実施します。	市民協働課 関係各課

3 計画の推進

計画の推進

この計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に関係する担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、「蕨市男女平等行政推進会議」による推進状況の確認や、必要に応じて、有識者や市民で構成する「蕨市男女共同参画推進委員会」に意見を求めます。

また、この計画の見直しについては、計画期間を通した取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意識や市の他の計画の状況などを勘案しながら、計画最終年度の令和10年度に検討します。なお、計画期間中であっても、「DV防止法」や「DV基本方針」、「女性支援新法」、「女性支援基本方針」等の見直しが行われた場合などは、必要に応じて見直しを行うこととします。